

避難地・避難路の大臣基準改正

【国土交通省告示第767号】( 下線部が主な改正部分 )

地震防災対策特別措置法(平成7法律第111号)第3条第1項の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を次のように定める。

平成16年6月29日

国土交通大臣 石原 伸晃

一 避難地

1 既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること。

イ 広域避難地

地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 面積が10ha以上のもの
- (2) 面積が10ha未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難地としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ha以上となるもの
- (3) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの( (1)又は(2)に該当するものを除く。 )

ロ 一次避難地

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ha以上のものであること(イに該当するものを除く。)

2 臨港地区における緑地、広場その他の公共空地(港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第6項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。)であって、概ね1ha以上のものであること。

二 避難路

広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。

イ 幅員が15m以上の道路又は幅員が10m以上の緑道

ロ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道(イに該当するものを除く。)

三 消防用施設 ~ 十三 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策 (略)

附 則

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 平成8年建設省告示第1029号
- 二 平成8年運輸省告示第345号